

人等派遣条例」に改め、同条第十四号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第四条第一項第三号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第七条 住居手当に関する規則(昭和四十九年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第八条 通勤手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第九条 単身赴任手当に関する規則(平成二年山梨県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(寒冷地手当支給規則の一部改正)

第十条 寒冷地手当支給規則(昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号又中「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第十一条 特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(特地勤務手当に関する規則の一部改正)

第十二条 特地勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同項第二号並びに同条第三項第一号及び第三号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第十三条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「公益法人等無給派遣職員(公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例)」を「公益的法人等無給派遣職員(公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例)」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第二条第三号八中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第七条第五号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第十一条第二項第七号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

(山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第十四条 山梨県職員の退職手当に関する規則(昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」に改める。

(山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第十五条 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則(平成十八年山梨県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等へ

の山梨県職員等の派遣等に関する条例」に改める。

(山梨県職員等の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第十六条 山梨県職員等の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第三項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益的法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第十七条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第三項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益的法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

(山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部改正)

第十八条 山梨県職員の留学費用の償還に関する規則(平成十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(公益法人等への山梨県職員等の派遣等に関する規則の一部改正)

第十九条 公益法人等への山梨県職員等の派遣等に関する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のとおり改める。

公益的法人等への山梨県職員等の派遣等に関する規則

第一条中「公益法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への山梨県職員等の派遣等に関する条例」に、「基づき公益法人等」を「基づき公益的法人等」に改める。

第四条(見出しを含む)中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第五条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

第六条第一項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改め、同条第三項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

別表第四号中「財団法人山梨県林業公社」の下に、「(昭和四十年九月十三日に財団法人山梨県林業公社という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第五号中

「財団法人やまなし文化学習協会」の下に、「(平成十一年四月十三日に財団法人やまなし文化学習協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第六号中「財団法人山梨県国際交流協会」の下に、「(昭和三十七年五月十五日に財団法人山梨県海外協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第七号中「財団法人山梨県農業振興公社」の下に、「(昭和四十七年四月五日に財団法人山梨県農地開発公社という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第八号中「財団法人山梨県下水道公社」の下に、「(昭和六十一年四月十日に財団法人山梨県下水道公社という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第九号中「財団法人山梨県公園公社」の下に「(平成七年四月一日に財団法人山梨県公園公社という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第十号中「財団法人山梨県子牛育成協会」の下に、「(昭和五十二年三月二十三日に財団法人山梨県子牛育成協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表十一号中「財団法人山梨県環境整備事業団」の下に、「(平成六年十一月一日に財団法人山梨県環境整備事業団という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第十二号中「財団法人山梨県青少年協会」の下に、「(昭和四十五年十一月二十日に財団法人山梨県青少年協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第十三号中「財団法人山梨県健康管理事業団」の下に、「(昭和四十一年五月四日に財団法人山梨県寄生虫予防協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第十四号中「財団法人山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター」の下に、「(昭和五十九年一月十日に財団法人山梨県甲府・国中地域地場産業振興センターという名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第十五号中「財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター」の下に、「(昭和六十二年九月十六日に財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センターという名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第十六号中「財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センター」の下に、「(平成二年十月三十一日に財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センターという名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第十七号中「財団法人やまなし産業支援機構」の下に、「(昭和六十一年十一月一日に財団法人山梨二十一世紀産業開発機構という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第十八号中「財団法人山梨総合研究所」の下に、「(平成十年四月一日に財団法人山梨総合研究所という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第二十一号中「財団法人山梨県緑化推進機構」の下に、「(平成二年一月三十一日に財団法人山梨県みどりの基金という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第二十二号中「社団法人山梨県畜産協会」の下に、「(昭和三十一年一月二十八日に社団法人山梨県畜産協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第二十三号中「財団法人山梨県消防協会」の下に、「(昭和二十三年十二月二十日に財団法人山梨消防協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第二十四号中「社

団法人山梨県建設技術センター」の下に「(昭和四十三年八月十三日に社団法人山梨県建設コンサルタント協会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第三十号中「社団法人山梨県観光物産連盟」の下に「(昭和六十年十月一日に社団法人山梨県観光連盟という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同表第三十二号中「社団法人山梨県情報サービス産業協会」を「社団法人山梨県情報通信業協会(平成六年四月一日に社団法人山梨県情報サービス産業協会という名称で設立された法人をいう。)」に改め、同表三十八号中「財団法人山梨県体育協会」の下に「(昭和四十五年四月三日に財団法人山梨県体育協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。(職員団体の登録に関する規則の一部改正)

第二十條 職員団体の登録に関する規則(昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「法第五十四條」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第二條第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同條第二項中「法第五十四條」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第三條第一項」に改める。

第八号様式中「地方公務員法第五十四條」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第三條第一項」に改める。

附則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十一月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 渡邊 貢

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務専決規程(昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三十四号の二中「公益法人派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。